

第164回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和元年10月21日

閉会 令和元年10月21日

北上地区消防組合議会議事事務局

第164回定例会会議録

目 次

令和元年10月21日（月曜日）

| | |
|---|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 関係市町出席者 | 2 |
| 議会事務局出席者 | 3 |
| 開会・開議 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 行政報告 | 3 |
| 現金出納検査結果の報告 | 5 |
| 定期監査結果の報告 | 6 |
| 一般質問 | 6 |
| ・ 4番 鈴木健二郎 君 | 6 |
| 報告第2号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について | 16 |
| 報告第3号 平成30年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について | 19 |
| 認定第1号 平成30年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について | 19 |
| 議案第12号 令和元年度北上地区消防組合補正予算（第2号） | 24 |
| 議案第13号 北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例 | 26 |

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第14号 | 北上地区消防組合職員の分限についての手続及び 効果等に関する条例等の一部を改正する条例…… | 27 |
| 議案第15号 | 北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関 する条例…… | 28 |

第164回定例会結果

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 議決結果 |
|--------|--|--------|------|
| 認定第1号 | 平成30年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について | 10月21日 | 原案認定 |
| 議案第12号 | 令和元年度北上地区消防組合補正予算(第2号) | 10月21日 | 原案可決 |
| 議案第13号 | 北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例 | 10月21日 | 原案可決 |
| 議案第14号 | 北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例 | 10月21日 | 原案可決 |
| 議案第15号 | 北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例 | 10月21日 | 原案可決 |

令和元年10月21日（月曜日）

議事日程第4号

令和元年10月21日（月）午後3時00分開議

西和賀町役場 沢内庁舎

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 現金出納検査結果の報告

第5 定期監査結果の報告

第6 一般質問

4番 鈴木健二郎

(1) 職員の懲戒処分について

(2) 防火対象物の増加対策及び車両火災原因と対応について

(3) 救急出動増加の内容及び対策について

第7 報告第2号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

第8 報告第3号 平成30年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について

第9 認定第1号 平成30年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について

第10 議案第12号 令和元年度北上地区消防組合補正予算（第2号）

第11 議案第13号 北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第14号 北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例

第13 議案第15号 北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

出席議員（7名）

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|----|-----|---|
| 1番 | 高橋 | 晃大 | 君 | 2番 | 梅木 | 忍 | 君 |
| 3番 | 小原 | 敏道 | 君 | 4番 | 鈴木 | 健二郎 | 君 |
| 5番 | 柿澤 | 繁俊 | 君 | 6番 | 高橋 | 到 | 君 |
| 7番 | 齊藤 | 律雄 | 君 | | | | |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------------|----|----|---|
| 管理者（北上市長） | 高橋 | 敏彦 | 君 |
| 副管理者（西和賀町長） | 細井 | 洋行 | 君 |
| 副管理者（北上市副市長） | 及川 | 義明 | 君 |
| 会計管理者（北上市会計管理者） | 藤原 | 和恵 | 君 |
| 監査委員 | 高橋 | 政芳 | 君 |
| 監査委員事務局長 | 佐藤 | 康浩 | 君 |
| 事務局長（消防長） | 佐藤 | 晃 | 君 |
| 事務局次長 | 折居 | 基宣 | 君 |
| 消防次長兼総務課長 | 菊池 | 洋幸 | 君 |
| 予防課長 | 昆野 | 美継 | 君 |
| 警防課長 | 高橋 | 克哉 | 君 |
| 北上消防署長 | 菅 | 浩城 | 君 |
| 西和賀消防署長 | 高橋 | 毅 | 君 |

関係市町出席者

| | | | |
|----------------|----|-----|---|
| 北上市消防防災部消防防災課長 | 武田 | 明一 | 君 |
| 西和賀町総務課長 | 高橋 | 三智昭 | 君 |

議会事務局出席者

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 佐藤晃君 |
| 事務局次長 | 菊池洋幸君 |
| 書記 | 小原和弘君 |
| 書記 | 高橋周一君 |
| 書記 | 工藤拓矢君 |
| 書記 | 浅沼悟君 |
| 書記 | 高橋梢君 |

午後3時00分 開会・開議

ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第164回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第4号によって進めます。

○議長（齊藤律雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、3番小原敏道議員、4番鈴木健二郎議員を指名いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第3、行政報告について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 第164回北上地区消防組合議会定例会の開会に

あたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、7月3日、岩手県消防学校において開催された、第43回消防救助技術岩手県大会の結果を申し上げます。当消防本部からは、6種目に20名の救助隊員が出場し、結果、引揚救助チームは3位入賞し、7月24日に山形市で開催された第48回東北地区支部消防救助技術指導会に出場しております。また、はしご登はん競技に出場した太田寛登消防士は2年連続県大会1位の成績を収め、8月25日に岡山市で開催された第48回全国消防救助技術大会に出場しております。

次に、10月12日から13日にかけて東海、関東、東北地方を縦断し、各地に甚大な被害をもたらした台風19号の当消防組合管内の状況を申し上げます。台風の接近に伴い、12日、午後1時に消防災害対策本部を設置し、河川監視体制の強化及び住民に対して注意喚起の広報活動を行いました。幸いにも行方不明者やけが人の発生はなかったものの、13日未明から朝方にかけて、強風によるトタン屋根のはがれ12件、倒木による住宅被害の1件に関し、消防隊による危険排除活動を実施しております。

次に、9月25日、釜石市において開催されました、ラグビーワールドカップ2019における消防特別警戒について申し上げます。本特別警戒は、テロ災害のほか、観客の入退場時における、けが人及び急病人の発生に備え、実施されたものであります。当消防本部からは、指揮隊5名、救助隊5名、救急隊3名の合計13名を派遣して警戒にあたりました。なお、県内の消防本部からは、当消防本部を含め、県内消防応援として、消防車両28台、109名の消防隊員が大槌消防署等に待機し、警戒にあたりました。警戒実施中、特に大きな混乱や事故等の発生もなく、無事に終了しております。なお、本特別警戒は10月13日においても実施される予定でしたが、台風19号の影響により中止となっております。

次に、1月から9月までの、管内における火災及び救急の状況について申し上げます。火災件数は27件で、昨年同期と比較して、7件の増となっております。火災による死者は1名、負傷者は4名であり、昨年同期と比較して死者は同数、負傷者は3名の増となっております。出火原因では、草焼きなどからの出火が最も多く10件となっております。

次に、救急の状況について申し上げます。9月末までの救急出動件数は、2,944件で、昨年同期と比較して218件増加しており、1日の平均出動件数は、10.8件となっております。また、今年の夏の熱中症搬送者は、疑いも含めて64名で、昨年同期と比較して13名の増となっております。

以上、消防活動について概要を申し上げましたが、今後共、災害の被害軽減、火災予防並びに救急需要への適切な対応に努めて参ります。

次に、事業の進捗状況を申し上げます。西和賀消防署庁舎の移転新築につきましては、5月から工事を始め、予定どおりの進捗状況にあり、完成は、来年6月の予定となっております。また、北部消防庁舎の新築につきましては、6月から工事を始め、現在は、地盤改良工事を行っており、予定どおりの進捗状況にあります。完成は、来年5月の予定となっております。

次に、車両の更新について申し上げます。湯田出張所の高規格救急車を更新し、来年1月までの納車予定となっております。また、現在建設中の北部消防庁舎に配備予定であります、水槽付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び連絡車につきましては、来年3月までの納車予定となっております。

最後に、今年度採用いたしました5名の職員について申し上げます。6か月間の岩手県消防学校での初任教育を9月末に終了し、北上消防署に配属しております。今後、地域住民から信頼される消防官となるよう、育成に努めて参ります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（齊藤律雄君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」

と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第5、定期監査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、監査の対象及び監査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」
と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第6、これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番鈴木健二郎議員。

（4番 鈴木健二郎君 登壇）

○4番（鈴木健二郎君） 私は、職員の懲戒処分と火災予防、救急体制について管理者に伺います。9月26日付けで報告として送られてまいりました職員に対する懲戒処分等について伺います。報告には令和元年6月11日に金銭の窃取により逮捕された職員が、その後の聴取により合計4件、総額3万8千円の窃取行為を認めたことから、当該職員及び当該職員を監督する立場にあった職員を次のとおり懲戒処分等をしたので報告します。とありました。そして、懲戒処分の内容として、職員の所属は、北上消防署、職名は消防士、年齢は22歳、処分内容免職、処分年月日、令和元年9月26日となっております。さらに、その他として消防組合管理者北上市長から消防長を嚴重注意とした。また、消防長は被処分者の上司である消防署長を訓告処分した。となっております。そこで、4点伺います。1点目は、処分までの経緯について合計4件とありますが、この行為は、いつからどれくらいの期間で行われたものでありましょうか。そして、6月11日に逮捕されたとありますが、この前後管理者として内外に対してどのような対応をされてきたのか。2点目は、窃取行為の動機理由をどう把握されているか。3点目は、日頃職員の指導、監督をどのようにされて

いるのか。4点目は再発防止策をどのように考えているのか伺います。大きな2つ目は、防火対策についてであります。31年度版消防年報によりますと、防火対象物が年々増え続け、過去10年間を見ても平成21年度の合計4,297件から昨年の合計4,530件、233件増えております。そこで伺いますが、増えている対象物の内容は何でありますでしょうか。そして、特に増えたことによる対応策は取っているのかどうか。また、車両火災も近年増加傾向にあります。その原因と対応はどのようになっているのがありますでしょうか。3点目は救急対応についてであります。これも年報によりますと、救急出動が増えております。その内容と出動増による車両や装備などの不足は生じていないのかどうか。また、入電、住民等から連絡等が入った時から現場到着まで、最長83分、現場滞在時間20分以上が611件、最長189分などとなっております。これをどのように考えているでしょうか。また、これにより、患者が死亡したり、重篤になった事例はないのか伺います。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、処分までの経緯でございますが、本事件は、本年6月4日、当消防本部職員が、庁舎内の職員更衣室においてロッカー内に保管していた同僚の財布から現金を窃取した容疑で6月11日に逮捕されたものです。この事件を受け、事件の全体像を調査したところ、同じロッカーから現金窃取3件、消防署に駐車していた同僚の自家用車から現金窃取1件、合計被害2名、延べ4件が確認されたことから、被害届を北上警察署に提出したものです。その後の対応としては、逮捕後、在宅での捜査となったことから、当該職員を自宅待機とし、警察の捜査終了後の刑事処分を待っていたものであります。事実確認のため、本人を呼び出して確認したところ、4件すべて認めたことから、刑事処分を待たずに懲戒処分の基準に照らし、9月26日に免職処分としたところであります。次に、窃盗行為の動機についてであります。本人からの供述によると、遊ぶお金が足りなく困っていたということを確認しております。次に、日頃の指導、監督につ

いてであります。全職員に対しては、施錠できるロッカーを貸与し、貴重品を保管する際は、常に施錠管理するよう指導してまいりました。また、日頃から綱紀肅正を図ってきたところであります。次に、再発防止策につきましては、公務員としての倫理観を見直す目的から、有識者による公務員の倫理に関する講習会を今年中の実施に向けて進めているところであります。全職員に対しては、公務員であることの使命と心構えについて訓示したところであります。

今後も、住民からの信頼回復に努めるよう取り組んでまいります。

次に、防火対象物の増加内容と対応策について申し上げます。まず、年報に記載している防火対象物とは、延べ面積が150㎡以上で、消防用設備等の必要な建築物のことです。この防火対象物の件数は、平成31年3月末現在4,530件で、前年同期と比較し63件の増、5年前と比較し129件の増となっており、用途別では前年に比較し、主に共同住宅、工場及び事務所などが増加しております。防火対象物の増加に対する対応策につきましては、新たな防火対象物の確認申請の際に必要な消防用設備を建築主に指導し、建物完成時には使用開始検査を実施し、消防用設備の維持管理や防火管理体制、消防訓練の実施要領などを指導しております。また、現存する防火対象物につきましては、年間計画を立てて予防査察を実施し、防火管理体制についての確認指導をしているところであります。

次に、車両火災の原因と対応について申し上げます。平成26年から平成30年までの車両火災は16件で、出火原因は多岐にわたっておりますが、出火に至る経緯は、車両点検後の可燃物の置き忘れや草焼きからの延焼など、人的要因であるものが7件と多いことから、広報等による注意喚起を実施してまいりたいと思います。

次に、救急出場の増加とその内容について申し上げます。当組合の救急出場件数は、平成22年に初めて3千件を超えて以降も年々増加を続け、平成30年の救急出場件数は、3,629件となっております。このように救急出場件数が増加している要因は、65歳以上の高齢者の搬送が増えてきているものであります。また、増加の一途をたどる救急要請への対

応ですが、当消防組合は、救急車両を7台保有しており、内訳は北上消防署管内に5台、西和賀消防署管内には2台配備しております。現在のところ、7台の救急自動車により救急要請に対応してきております。なお、来年5月に完成予定の北部消防庁舎にも救急自動車を1台配備し、組合管内の救急自動車が合計8台となることから、今後の救急出場件数増加に対応できるものと考えております。

次に、現場滞在時間についてご説明いたします。滞在時間が20分以上要している理由については、救急隊員の行う救命処置が拡大され、かつ高度化したことから、現場で救命処置等を行うことが多くなり、必要な時間と考えております。また、滞在時間が189分に及ぶ事案につきましては、山の中が現場で、救急自動車が近づけないため、搬送に時間を要したものであります。次に、傷病者に対する影響についてであります。死亡事案につきましては、医師による事後検証を行っており、現場滞在時間の延長が傷病者に影響を与えたとの指摘は受けておりません。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） まず、職員の処分の件であります。私達議会としても非常に残念な案件だというふうに思っております。公務員は全体の奉仕者ということで責任を負っている訳ですけれども、今回はですね、今回もと言ったほうが良いかもしれません。個人の心無い行動によって、起因した事件だというふうに思いますけれども、公務員の場合はこれで止まらないというふうに私は思います。日頃私たちは、特に消防における安心、安全、それから財産を守るということを言っている訳でありますので、その言っている公務員が、自らこういうことを起こしてはならない、管理者も言われるように、信頼を無くしていく、そういう状況にあるだろう。これは個人の心の問題でもありますけれども、これまでも職員の個人の事件はなかなか防げない状況も分かる訳でありますけれども、やっぱり、あってはならない事件であろうというふうに思います。ですから、綱紀肅正等々は極めて私は重要だと思いますけれども、やっぱり、そうした行為、動機は今回遊ぶ金が欲しかったとのことですが、やっぱり日頃から、こうい

う状況が起きない、状況を我々が作っていく必要があるというふうに思います。ですから、職場でのそうした人間関係、あるいは、職員一人一人に何て言うのでしょうか、目が届くようなやっぱりそういう全体の、職場全体、行政全体のあり方というのがやっぱり不足していたと言わざるを得ないというふうに思う訳であります。ですから、こういう事件をね、二度と起こさない。我々議員もそうだと思いますけれども、起こしちゃならないというふうに思っております。それでですね、今回は、消防長の嚴重注意、それから消防署長への訓告でしたか、等々ある訳ですけども、管理者としての、どういう今回の事件をどう捉えて、私は最高責任者だというふうに思っておりますので、そうした今回の事件をやっぱり重視して、管理者としての一定の私はお考えをぜひ、明らかにしていただきたいということで、今回の質問をした訳でありますけれども、この際にこの件をお聞きしたいというふうに思いますので宜しくお願いします。

○議長（齊藤律雄君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） 誠に、議員申し上げたとおり、今回は残念な事案が発生したというふうに考えております。これは小さいころからの性格形成といったところも大きいかもしれませんが、日頃の勤務の状況等に関して、コミュニケーションをうまくもっていくことによって、小さいころからの、そういう癖と言いますか、そういったものが、徐々になくしていくというようなことも、全く不可能なことでもないと思っているところでありますので、そういったところは、やっぱり、日頃からのマネージメントという観点から、上司、部下、あるいは同僚といったところのコミュニケーションを取っていくことが重要なことなんだろうというふうに思っているところであります。今後共、同様な考えで進めていくことが重要と思っております。以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 消防長に伺います。今回は現場でね、こういう状況があったということではありますが、職場環境もやっぱり重要性があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。それぞれ人間ですから、個性があって、癖もあるというふうに思うんですよね。でも、その一線を

超えてはならない、それは全体的な職場の連携で、私は一定の防ぎ防止ができるのではないかというふうに思うんですよね。これは注意だけではなかなかできない、連携、お互いにやっぱり認め合う、信頼関係を構築する中でやっぱり防いでいくということは、私、非常に大事なかなというふうに思いますので、この辺、消防長として、職場環境、どういうふうに今後も含めて改善等を考えておられるか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。今回の事件は、本当に我々にとっても、職員同士の信頼関係を揺るがすようなことでございまして、非常に職員が動揺している状況でございます。日頃、当直をおこなっている中で現場対応するには、職員が一丸となって現場対応しなければなりませんので、当直の中ではいろいろ話し合ったり、また、惨事ストレス等もございまして、その点も考えながら、職場の中で見ている状態があります。当直の責任者も当直職員に対しては目を配って、日頃の行動とか、状況を見ていただいておりますし、今回の職員に関しましては、本当にどちらかと言うと物静かな方で、また、訓練等でもちょっと手がかかるほうの職員でございましたので、一生懸命手をかけて育てている現状でございました。そういう意味から言っても、当直の中では、特に悪い現状ではなかったというふうに私は思っておりました。そのような中で、このようなことが起きるということは、組織の在り方がやはり良くないという指摘があれば、当然それに対する私の言葉はございませんが、今後、どのようにやってこれを防いでいくかと申しますと、やはり、当直員、職員一同ですね、一丸となって市民、町民に対して消防業務を一生懸命やっていく、そのような形の中です、同僚を裏切ることはできないんだという気持ちを持たせていかなければいけないというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 分かりました。私達一丸となってこのような事件を二度と起こさないということで、お互いに決意をもってやる必要があるかなというふうに私自身思っているところでございます。次の再質問を

します。この防火対象施設が増えているということで、先程管理者からありました、工場、作業所が増えておりますけれども、年報にありましたけれども、この十年間で、病院それから老人介護施設等、それからデイサービスがですね、非常に増えています。数字から見ても明らかな訳ですけども、先程は、工場、作業所への対応はお聞きしましたがけれど、こうしたやっぱり、医療とか福祉施設での対応がますますね、今後重要になってくるのかなというふうに思っているところでもあります。それで、従来から立入検査等もやって、施設設備の点検をやっておられるというふうには思いません。それから、この避難訓練等々ですね、これもかかせないことかなというふうに思います。やっているところもありますし、消防署から来て、その様々な指導援助をされている訳でありますけれども、特にこうした、要援護福祉等の施設について今後もやっぱり、もっと力を入れていく必要がある。増えていく傾向がある、これからも続くだろうというふうに思いますので、幸い西和賀の消防署は新しくなる、それから、北部消防分署もできるという対応は当然ある訳でありますけれども、こうした個々の施設においての十分な防火対策等の改修は必要だろうというふうに思いますが、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（齊藤律雄君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 議員の質問にお答えいたします。新しい対象物ですべての対象物にではないですけども、大きい福祉施設や工場等には使用開始検査に行った後に、再度訓練等や消防用設備の取り扱い等々について、従業員に説明したりというようなことを実施しております。以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） それも私は必要だろうというふうに思いますけれども、こうした病院や福祉施設、特にね、何と云うのでしょうか、点検はなされている訳ですが、要するに万が一の事故等があった場合ですね、あるいは、災害が発生した場合のそうした被害を最小に食い止める、こうしたやっぱり私達の指導が必要ではないかなというふうに思いますので、そうした施設の取り扱いについての指導はされるのでしょうか、例え

ば、避難訓練を例えば必ずやっているのか、ですね、そういうのは、確認されているのかどうか、それから設備なんかは十分、基準にはあっているでしょうけども、ややもすれば、日頃のそうした中で避難の設備機器等の取り扱い等がなかなかできなかつたり、避難がうまく誘導できなかつたりというのがあるのではないかなというふうに思いますが、そうした把握というのはされているのかどうかということでお聞きしたい訳です。今後、増えていく中でどう対応していくのかということですが、もうちょっと、厚みをもった答弁をしてもらえませんか。

○議長（齊藤律雄君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 議員の御質問にお答えいたします。福祉施設等には、まずほぼ毎年立入検査に行っておりますが、その中で消防訓練は義務として、年2回以上、消防用設備も年2回以上の点検となっております。その中で、まず福祉施設に関しましては、そういう所は十分にやっていると感じておりますし、また、訓練の方も消防の方から出向し、訓練も一緒に打合せも行い、実際に訓練をしているところもあります。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 引き続いて、今後増える傾向にある、何回も言っておりますけども、十分な対応をしていただきたいというふうに思うところであります。それから、現場滞在時間、管理者は、必要な時間なので一定時間はかかるというような内容答弁されましたけれど、20分以上、しかも急病なんですよ、20分というと非常に長い、死ぬか生きるかの間際で、多分急病ですから運ばれるのだろうと、それは当然応急処置は当然取らなければいけないのですけども、もうちょっと短縮、それから、救急自動車も当然増やしている訳でありますけども、短縮が可能なのかどうか、ということですね、それから、611件というのは非常に数的に多すぎるかなというふうに思うのですが、たまに、20分位かかるという場合もあるんでしょうけれども、この辺の実態をもうちょっと詳しくお話いただければというふうに思います。それから、一般搬送の場合で、189分ですよ、3時間以上かかっているんですよ、これはやっぱり助か

る命も助からないという場合も出てくるのではないのかな、というふうに思う訳でありますけども、この辺の改善点、もっと何かできるのかどうか、ですね、単なる自動車を増やすだけの問題、職員が十分足りるのかどうか、含めて、どうこう思われているのか詳細についてお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。まずは、20分以上の現場の滞在時間がかかるということについてであります。今、患者を病院に搬送する際に病院のほうに受け入れの電話をする訳ですが、その内容の中で、病院側が必要とする内容がございます。それにつきましては、患者の発症状況、受傷機転、それらとか、主訴、どのような状況なのか、また、どの部分が痛いのか、あとは麻痺があるのか、ないのか、あとは実際の状況、バイタルサインですね、血圧であったり、血液の中の酸素濃度であったりとか、必要に応じて心電図の状況であったりとか、それらを現場で調べた上で病院を選定するというのが今の現状であります。そうすると、それらを聞いたりとか、調べたりという、現場でやることがどうしても時間が多くなる。それらを全部調べた上で病院へ連絡して、こういう状況ですから搬送して宜しいでしょうかと、了解をもらうかたちになっておりますので、どうしてもそれだけの時間がかかってしまうのが現状であります。それプラス、搬送する時間、患者さんを救急車に搬送する時間等を含みますと、やはりどうしても20分以上かかるというのが現在の状況でございます。189分かかっている一つの事例ですけども、これにつきましては山の中で怪我をしたという通報内容で出動した事案でありまして、救急車で行けば、場所が山の麓まで行ってございまして、そこから時間がスタートしております。そこから徒歩で怪我をした方がいる場所まで歩いて行って、その現場まで行ってさらに現場で治療をして、さらに歩けない状況ですから、そこから隊員達が搬送を始めて救急車に収容して、そしてそこから出発するという、その時間のトータルが189分という状況になっております。本当にレアケースであります。普通は山のことでございまして、山岳救助になりますのでこのような救急事案ではなくて、あくまでも山岳遭難の救助になりますので、そちらの活動になりますので、これらに入らないので

すが、これは最初から救急要請ということで、救急車を頼むということになったものですから、このような長時間の活動時間になってしまったものでございます。以上でございます。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 現場滞在時間ですけれども、あくまでもこれは、患者のおられるところでの滞在時間ですか、これは病院に搬送するまでの時間も入っておられるのですか、ちょっと現場滞在時間というのを説明いただきたい。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） 現場滞在時間は、救急車が到着して救急車に患者を収容して、現場を離脱するまでの時間、あくまでも救急車が現場に止まっていた時間になっております。と申しますのは、時間を取れるという時間の取り方は、出勤、現場到着、現場出発、病院到着というかたちになっております、その中で時間を取れるのが、現場滞在時間というのは、現場到着という時間から現場出発というまでの時間ということになりますので、救急車が現場に止まった時間、そこから出発した時間というのが現場滞在時間になります。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） そうしますと、現場を離れて病院まで行く時間がさらにある訳ですよ、病院ですぐに受け入れできればいいでしょうけれども、たまたま受け入れができなくて、その病院がダメならば次の病院というような、たぶん県の盛岡の病院まで搬送されたという例もお聞きしますけれども、あくまでも20分以上というのは現場に止まる時間ですよ、であればさらにかかるという訳ですよ、病院まで実際に行くには、治療を受けるには、ですから、そうなっていくと、まあそれ以上かけないようにするにはどうするか、対応は色々、どうしてもかかってしまうのかどうか、現場でね、様々な救急対応している中で、その中で病院を探して、平行してやっていけば、どこにでもすぐに搬送できる状況をつくっておけば離れてもすぐに搬送先の病院で対応がしてもらえると、いうふうになるのではないかというふうに思いますが、この点についてもう一度お願いしま

す。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。一つはやはり現場で、我々は病院が決まらないまま病院に行くということはございませんので、無駄な時間になってしまいますので、あくまでも現場で病院を選定して、搬送していいですよという回答を得てから病院へ向かいます。と申しますのは、病院側でもどういう患者が来るのかということをしかり聞いた上で病院の体制を取りますので、どうしてもそれが必要となってくるということでございます。先程、病院に行く時間がかかるんじゃないかというような御質問がございましたけれども、病院選定時間、選定回数、これから見ますと、全体で3,397人、平成30年中に搬送しているのですが、その中で、1回で病院が決まっているというのが2,829件で83パーセント、2回だと、402件で11.8パーセント、3回ですと95件で2.8パーセント、我々が考えているのは、4回以上病院を選んでいると、やはりそれだけ時間がかかる、時間がかかっているのは4回以上かなと思っているのですが、それが全体で71件で2.1パーセントというかたちになっております。ですので、比較的この北上管内においては、その病院に収容できなくて困った事案は比較的少ないのかなと、これもやはり県立中部病院であったり、北上済生会病院であったり、さわうち病院であったり、これらの基幹病院が努力していただいて、患者を受け入れていただいておりますので、そのような状況が発生していないのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○4番（鈴木健二郎君） はい、分かりました。1分でも時間が短縮できるよう体制を作っていただきたいと思います。終わります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員の質問を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第7、報告第2号自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、報告第2号、自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、御説明申し上げます。事故の概要は、平成31年2月23日午前6時36分頃、北上市常盤台一丁目5番12号エルどうぶつクリニック南西側の交差点内において、緊急走行で赤信号の交差点を北側から進入した救急自動車と東側から青信号で進入してきた軽自動車が衝突し、軽自動車の運転手が負傷したものであります。和解の内容は、過失割合を消防組合20%、相手方80%とし、相手方の損害額34,813円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る8月19日に専決処分をしたものであります。なお、損害賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額給付となるものであります。日頃から、交差点は事故発生確率の高い場所であり、安全確認を確実に行って走行するように指導していたところではありますが、今回の事故を受け、交差点内での走行について再教育を行ったところでもあります。今後も、更なる職員の安全運転教育を徹底し、交通安全に細心の注意を払っていくよう一層指導してまいりたいことを申し添え、報告といたします。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 人身事故のようではありますが、程度はどの程度だったのでしょうか。それから、交差点に入る前の救急車の注意というのは今、消防長からありましたけれども、一定の特にも赤信号で通過する場合の、どういうふうな注意義務を行って、通過しようとしているのかどうか。これをもう一度詳しくお願いしたい。それからですね、人身事故が起きている訳ですが、救急車で相手に事故を起こした場合の救急、また対応しなきゃいけない、今回も含めてそういう場合どういうふうな対応になっているのか、ですね。そのまま放置しておくということにも当然いかないことであらうから、その場合の対応、どういうふうにするのか、

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 只今の質問にお答えいたします。まず、人身

事故の程度というところでございましたが、これにつきましては、右前額部、こちらの痛みと若干の出血があったということで記録されています。また、交差点への進入に対する対応ということでございますが、これに関しましては、信号の赤、青にかかわらず、そういったところに進入する際には、必ず周囲の状況を確認し、安全を図りながら、進入することと教育しているところでございます。また、交通事故への対応ですが、これにつきましては、事故発生と同時にすぐに相手方車両の乗車員、今回怪我をされた方ですが、この方の観察を行うと共に、救急車の増隊ということで応援要請をしております。それで、応援要請した救急隊により、事故を起こした救急車に収容していた患者をまず1台目の救急車で、相手方の車両の運転手ですね、この怪我をした方は別の救急隊で搬送しております。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 一般の職員が事故を起こすのとは違って、救急車が事故を起した場合、ちょっと私も難しい対応を迫られるのかなと思うのですが、赤信号の場合は一旦止まるのかどうか、安全を確認さえすれば通過して行くのかどうか、それからですね、今回人身事故に遭っている訳ですから、しかも、今回は、顎を打ったくらいなんですね、前額部ということですから、その程度なんですが、これを仮にもっとね、重症を負った場合の対応は当然、現場に向かう救急自動車な訳ですから、でも現場を立ち去る訳にいかない状況が出てくる訳でしょ、その場合は、代わりの救急車が来るまで待たざるを得ないのかどうか。待つ場合の、これから向かおうとする救急車の対応というのは、さらにどういうふうにしていくのか、ちょっと細かいことなんですが、そういう状況の場合はどうするのかということでもあります。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 只今の質問にお答えいたします。交差点の進入につきましては、これについては、消防本部での安全対策としての指導としては、先程の信号の赤、青にかかわらずというところでも少し触れましたけれども、基本的には赤信号の場合は、まず一旦止まって周囲を

確認する。信号が青だったとしても、見通しがきかない場合は必ず徐行か、あるいは一旦停止して周囲を確認するというように指導しているところがあります。応援要請をするというような場合についてであります。基本的には傷病者の状態が一番であります。ですから、現場滞在は傷病者の状態を確認しながら、代わりの搬送をする救急隊を応援で呼ぶということで運用しているところがあります。以上です。

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第8、報告第3号平成30年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、報告第3号、平成30年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。平成30年度北上地区消防組合補正予算第3号による繰越明許費に係わる歳出予算について、北部消防庁舎建設事業における排水側溝整備工事、4,500万円を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第9、認定第1号平成30年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、認定第1号、平成30年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について、提案の理由を

申し上げます。

平成30年度の主な事業のうち、庁舎新築関係につきましては、令和2年度の開署として、西和賀消防署移転新築及び北上市村崎野地区への北部消防庁舎新築の建設事業を進めており、西和賀消防署建設事業については、建設用地の造成工事及び建築設計業務委託を実施いたしました。また、北部消防庁舎建設事業については、建設用地を取得し、造成設計、建築設計の業務委託及び造成工事を実施いたしました。車両関係では、北上消防署の水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車、高度救命処置用資器材を更新配備いたしました。

以下、決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、決算書のほか、監査委員の決算審査意見書を添えてございますし、主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これにより、御理解をいただきたいと思います。決算の規模は、予算総額17億9,834万3千円に対し、収入済額は17億6,576万3,638円で98.2%の執行率、支出済額は17億3,172万7,226円で96.3%の執行率となり、歳入歳出差引き残金の3,403万6,412円は、令和元年度に繰越しいたしました。

以下、歳入歳出決算書の6ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。

1 款、分担金及び負担金の収入済額15億6,680万6,182円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入総額の88.7%を占めております。

2 款、使用料及び手数料242万4,500円は、危険物取扱許可手数料の225万7,500円が主なものであります。

4 款、繰越金1,203万3,080円は、平成29年度からの繰越金であります。

5 款、諸収入、1,278万3,876円は、2 項 1 目雑入の 1 節、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金816万6,600円及び 2 節雑入のその他、369万2,481円が主なものであり、その他の内容は、北海道胆振東部地震の災害派遣に対する交付金が主なものであります。

6 款、組合債の 1 億7,100万円は、消防車両更新及び北部消防庁舎建設に係る起債であります。次に、10ページ以降の歳出について申し上げます。

1 款、議会費の支出済額105万4,979円は、議員報酬及び旅費が主なものであります。

2 款、総務費の78万9,205円は、特別職及び監査委員の報酬が主なものであります。12ページを御覧下さい。

3 款、消防費は16億4,106万8,776円で、歳出総額の94.8%を占めております。1 項 1 目常備消防費は12億9,234万9,753円で、その事業内容は、13ページ備考欄を御覧下さい。職員人件費が11億5,558万9,825円で、常備消防費の89.4%を占めております。

次に、消防管理運営事業は、1 億3,675万9,928円で、主な内訳は、9 節、旅費は、575万8,950円で、消防学校への入校等、職員の教育訓練に係る出張などであります。11節・需用費は、4,589万512円で、消耗品費、燃料費、光熱水費などあります。12節、役務費は、1,543万3,428円で、通信運搬費、車両整備に伴う手数料などあります。13節、委託料は、930万7,518円で、病院研修等委託料などあります。15ページを御覧下さい。14 節、使用料及び賃借料は、1,106万9,494円で、パソコン賃借料などあります。18節、備品購入費は、1,197万1,172円で、空気ボンベなどの救助資機材及び呼吸器用空気コンプレッサー購入費であります。19節、負担金補助及び交付金は、3,611万7,554円で、救急救命士研修教育負担金、盛岡、奥州金ヶ崎、北上地区消防通信指令事務協議会負担金などあります。27 節、公課費は、105万3,300円で、自動車重量税であります。

次に、2 目、消防施設費は、3 億4,871万9,023円で、事業別には、消防施設整備事業が、9,345万6,541円で、庁舎等の修繕費及び水槽付消防ポンプ自動車等の購入費であります。17ページを御覧下さい。西和賀消防署建設事業は、1 億1,784万9,600円で、建築設計委託料及び造成工事費であります。北部消防庁舎建設事業は、1 億3,741万2,882円で、造成設計等の委託料、造成工事費及び用地購入費であります。

次に、4 款、公債費8,881万4,266円は、平成30年度分の組合債元利償還金で、歳出に占める公債費の割合は5.1%となっております。なお、平成30年度末における起債残高は、5 億9,992万634円であります。

以上、平成30年度の決算の概要について申し上げましたが、よろしく

御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。まず歳入から款を追って行います。1款 分担金及び負担金（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 2款 使用料及び手数料（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 4款 繰越金（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 5款 諸収入（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 6款 組合債（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 7款 財産収入 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 廃車の車両売払収入となっておりますが、これは何を何台位、それから、使用年数がどれ程経ったものなのかお聞きします。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 只今の御質問にお答えします。まず、車両は2台、内訳としてポンプ車1台、救急車1台となっております。使用年数につきましては、ポンプ車が15年、救急車が13年となっております。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 次に、歳出に入ります。1款 議会費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 2款 総務費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 3款 消防費 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 監査委員の報酬費8千円の不用額が出ておりますけれども、報酬の不用額はちょっと珍しいと思っておりましたが、この理由をお願いします。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 只今の御質問にお答えします。この部分につきましては、日額での取り扱いになっていることから、議会開催の回数によってこのような結果となっております。以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） ということは、日額なので監査がされない時がある。予定していた日数を満たせなかったということですか。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 臨時議会等を考慮いたしまして予算編成していたものでありますが、結果としてこのような不用額となったものであります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） ちょっと分かりにくいのですが、この報酬というのはずっと同じ額かなと、私も監査委員をやったこともあります、議選でね、監査の業務というのは年々大変だろうなというふうに思うし、今度、来年度は、北部の分署もできることで、様々業務が増えるという状況があるというふうに思いますが、今決算の状況なんですけども、そうした状況の見通しとしてどうなのか、どうかですね、この際お聞きしておきます。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 監査委員さんにつきましては、議会への出席と監査業務についての日額となっておりますので、臨時議会が増えれば当然こちらの額も変わってくるものでありますので、そういったところでの結果としての残金となっております。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 業務が増えていく状況についてはどう見てるか。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 業務が増えれば、その分当然この部分も変わってくるものと思っております。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 職員の手当等が不用額877万出てますが、この理由をお聞かせくださいというふうに思います。その下の方に不用額が916万となっておりますが、これも併せて御説明いただきたいと思います。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） 只今の件についてお答えいたします。まず最初に、916万4,175円は人件費全体でのものであります。この中での内訳につきましては、時間外勤務手当が主なものでありまして、601万1,726円となっております。この内容につきましては、私達は、災害対応が主な

任務でございますので災害対応分として予算措置していたものの残であります。その要因といたしましては、長時間に渡る災害がこの年は少なかったというところが大きな理由であります。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4款 公債費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 5款 予備費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終了いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。これより、認定第1号平成30年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（齊藤律雄君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第10、議案第12号、令和元年度北上地区消防組合補正予算第2号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、議案第12号、令和元年度北上地区消防組合補正予算第2号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。補正の額は、歳入歳出の総額から4,454万9千円を減額し、予算の総額を25億9,669万8千円にしようとするものであります。主な内容を歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。

3款1項2目消防施設費、4,443万5千円減の内訳であります。9ページを御覧願います。消防施設整備事業、712万3千円の減は、水槽付消防ポンプ自動車等の備品購入費の確定によるものであります。西和賀消防署建設事業、358万2千円の増は、防火水槽の設置によるものであります。北部消防庁舎建設事業、4,089万4千円の減は、建設費の確定によるものであります。

次に、4款公債費11万4千円の減は、組合債償還利子の確定によるものであります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。6ページを御覧願います。1款分担金及び負担金1,531万3千円の減は、常備消防費分賦金1,286万4千円及び、消防施設費分賦金244万9千円を減額しようとするものであります。4款繰越金1,573万6千円の増は、繰越金額の確定によるものであります。5款諸収入287万2千円の減は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金の確定によるものであります。6款組合債4,210万円の減は、消防ポンプ自動車等の購入費及び、北部消防庁舎建設事業費の確定によるものであります。

続きまして、第2条の繰越明許費の補正について、御説明申し上げます。4ページの第2表、繰越明許費補正を御覧願います。北部消防庁舎建設事業における事業費確定により、4,089万4千円を減額し、5億4,902万3千円にしようとするものであります。

続きまして、第3条の継続費の補正について、御説明申し上げます。第3表、継続費補正を御覧願います。西和賀消防署建設事業において、防火水槽を設置することに伴い、継続費を令和元年度は、358万2千円を増額して4億8,288万9千円に、令和2年度は、358万2千円を減額して2億5,887万9千円にしようとするものであります。

続きまして、第4条の地方債の補正について、御説明申し上げます。5ページ、第4表、地方債補正を御覧願います。限度額を4,210万円減額し、5億1,200万円にしようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。第1条から第4条を一

括して行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号令和元年度北上地区消防組合補正予算第2号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（齊藤律雄君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第11、議案第13号、北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、議案第13号、北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。この条例は、現在建築が進められている、西和賀消防署及び北部消防庁舎の新築に伴い、所要の改正をしようとするものであります。表1の項の改正に関しましては、西和賀消防署新築に伴い、湯田出張所が閉所となることから削除しようとするものであります。また、署の名称を地域の名称に統一する目的から、現在の北上消防署和賀中部分署を北上消防署和賀分署に変更しようとするものであります。次に表2の項の改正に関しましては、北部消防庁舎が北上市村崎野地内に新築されることに伴い、追加しようとするものであります。なお、分署名は、北上消防署村崎野分署とするものであります。最後に表3の項の改正に関しましては、西和賀消防署新築移転に伴い、位置を変更しよう

とするものであります。なお、表それぞれの施行日が異なることから、施行日は、規則で別途、定めようとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号、北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第12、議案第14号、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例のほか、関係する2条例について、所要の改正をしようとするものであります。なお、施行日は、令和2年4月1日とするものであります。よろしく御審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

り)

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第13、議案第15号、北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例について、提案理由を申し上げます。この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、従来 of 臨時的任用職員及び非常勤職員が会計年度ごとの任用となる会計年度任用職員に改められたことから、会計年度任用職員の給与等について定めようとするものであります。併せて給与及び勤務条件に関する2条例について、所要の改正をしようとするものであります。なお、施行日は、令和2年4月1日とするものであります。よろしく御審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第164回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時31分 閉 会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

北上地区消防組合
議 会 議 員

北上地区消防組合
議 会 議 員